

岩手県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成22年5月25日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	社会福祉法人柏寿会特別養護老人ホーム福光園	一関市萩荘字大袋56番地4	平成22年5月20日